

## 社会福祉法人陽光会 業務規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光会法人業務に係る事項について定めるものとする。

2 報酬等予算の執行については、法人予算をもって充当するものとする。

### (法人業務)

第2条 法人業務は次のとおりとする。

#### 1 理事長

- (1) 法人運営に関すること。
- (2) その他必要とする事項。

#### 2 理事、監事、評議員

- (1) 理事会に関すること。
- (2) 法人業務監査に関すること。
- (3) 評議員会に関すること。
- (4) 理事、監事、評議員に係る各種会議、研修出席、参加に関すること。
- (5) 法人行事の参加に関すること。
- (6) その他理事、監事、評議員として必要とする事項。

#### 3 事務局

- (1) 理事会に関すること。
- (2) 監事会に関すること。
- (3) 評議員会に関すること。
- (4) 諸規定の整備に関すること。
- (5) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (6) 資産の計画、調整及び運用に関すること。
- (7) 登記に関すること。
- (8) 職員の人事に関すること。
- (9) 事業計画及び予算に関すること。
- (10) 事業報告及び決算に関すること。
- (11) 法人会計に関すること。
- (12) 許認可等各種申請に関すること。
- (13) 目的事業の進行管理に関すること。
- (14) その他理事長が指示した事項に関すること。

(報酬等)

第3条 前条に定める法人業務に携わった次の号の職にある者に、報酬等を支給することができる。

なお、理事及び監事に対する報酬等については、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で支給するものとする。

(1) 理事、監事

理事会、監事監査、評議員会、評議員選任解任委員会、外部監査立会出席について、別表1に定める額。

(2) 評議員

評議員会出席について、別表1に定める額。

(旅費)

第4条 理事、監事、評議員が、第2条第2項4号及び5号にかかる旅行をする場合、または、理事長の依頼により旅行をする場合には、別表2に定める旅費を支給する。

- 附 則 この規程は、平成16年 8月26日から施行する
- 附 則 この規程は、平成24年 6月 7日から施行する
- 附 則 この規程は、平成27年 3月20日より施行する
- 附 則 この規程は、平成27年12月 1日より施行する
- 附 則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

□別表1 報酬等

種 別	支給額	交通費
理事・監事	理事会等 1回 15,000円	公共交通費もしくはそれに相当する額
評 議 員	評議員会 1回 15,000円	公共交通費もしくはそれに相当する額

□別表2 旅費

日当	交通費	宿泊料
2,200円	公共交通費もしくはそれに相当する額	実 費